

## 1 国際課税

(措法40の4、40の7、66の6、66の7、66の9の2、66の9の3他)

- ① 恒久的施設 (Permanent Establishment) (以下「P E」といいます。) 関連規定について、P E認定の人为的回避防止措置の導入、租税条約上のP Eの定義と異なる場合の調整規定の整備などの見直しが行われました。
- ② 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例 (いわゆる「外国子会社合算税制」) 等について、経済活動基準、会社単位の合算課税制度における適用対象金額、部分合算課税制度における部分適用対象金額、外国金融子会社等に係る部分合算課税制度、二重課税調整などの見直しが行われました。

### 実務上のポイント

- ◎ ①について、P Eの範囲が拡大します。
- ◎ ②について、海外企業グループの組織再編に影響を及ぼす改正です。

## 2 消費課税

### (1) 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例の見直し (消法16)

長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例 (延払基準により資産の譲渡等の対価を計算することができる特例) について、**対象となる資産の譲渡等がリース譲渡に限定**されました。



平成30年 (2018年) 4月1日前に長期割賦販売等 (リース譲渡を除きます。) を行った事業者について、個人事業者にあっては平成35年 (2023年) 12月31日までに開始する年、法人にあっては平成35年 (2023年) 3月31日までに開始する事業年度に含まれる各課税期間について改正前の規定により

資産の譲渡等を行ったものとみなすこと等ができることとされるとともに、平成30年（2018年）4月1日以後に終了する年又は事業年度にその適用を受けないこととした場合等において、所得税又は法人税における10年均等で計上される収入金額又は収益の額に係る部分について資産の譲渡等を行ったものとみなす等の経過措置が講じられました（改所法等附1、44）（25ページも参照）。

## （2）消費税の簡易課税制度の事業区分の一部見直し（消令57）

消費税の簡易課税制度について、農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業の事業区分とそのみなし仕入率が次のとおり見直されました。

	事業区分とみなし仕入率	
	改正前	改正後
農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業	第3種事業 70%	第2種事業 80%

### 適用関係

上記の改正は、平成31年（2019年）10月1日を含む課税期間から適用されます。ただし、同日前における食用の農林水産物を生産する事業については、適用されません（改消令3）。

## 簡易課税制度の事業区分の見直しの経緯

	創設時	平成3年度改正 (平成3年10月から適用)	平成8年度改正 (平成9年4月から適用)	平成15年度改正 (平成16年4月から適用)	平成26年度改正 (平成27年4月から適用)	平成30年度改正 (平成31年10月から適用)
適用上限 (課税売上高)	5億円	4億円	2億円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
みなし仕入率	卸売業	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)
	小売業		80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)
	農林水産業 (食用)					80% (第二種)
	農林水産業 (非食用)					
	鉱業		70% (第三種)	70% (第三種)	70% (第三種)	70% (第三種)
	建設業					
	製造業	80% (第二種)				
	料理飲食業等			60% (第四種)	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び 保険業					
	運輸・通信業		60% (第四種)		50% (第五種)	50% (第五種)
	サービス業			50% (第五種)		
	不動産業				40% (第六種)	40% (第六種)

(財務省資料より)

### (3) 適格請求書等保存方式の実施に伴う措置

平成29年（2017年）4月1日からとされていた「消費税率の10%（国7.8%・地方2.2%）への引上げ」と「飲食料品等の軽減税率8%（国6.24%・地方1.76%）の導入」は、平成28年（2016年）11月の税制改正において平成31年（2019年）10月1日からへと延期されました。

軽減税率導入後の税額計算の方法は、平成31年（2019年）10月から平成35年（2023年）9月までは、移行期間の激変緩和措置として、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合は、これに「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」の

記載を追加した区分記載請求書等保存方式が採られることとされています。

平成35年（2023年）10月からは、いわゆる「インボイス制度」（適格請求書等保存方式）が導入されますが、今回の改正で、この適格請求書等保存方式の実施に伴う措置が講じられました。

### ■ 適格請求書等保存方式の実施に伴う措置

①	課税仕入れに係る消費税額の計算方法（原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算するものとする）（消令46）
②	適格請求書等の保存を要せず一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる課税仕入れの範囲（消令49、消規15の4）
③	適格請求書発行事業者が適用できる課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額の積上げ計算の方法（消令62）
④	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項及びその公表方法（消令70の5、消規26の2）
⑤	適格請求書の交付義務が免除される課税資産の譲渡等の範囲（消令70の9、消規26の6）
⑥	適格請求書等に記載すべき消費税額等の金額（消令70の10）
⑦	適格請求書発行事業者が、適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができる事業の範囲（消令70の11）
⑧	適格請求書発行事業者の適格請求書等の写しの保存義務（消令70の13）

### 3 森林環境税（仮称）の創設

（平成30年度税制改正大綱）

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）が創設されます。

これは、国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円を課すもので、平成36年度（2024年度）からの施行とされています。

## 4 国際観光旅客税の創設

(国際観光旅客税法)

観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、観光促進のための税として国際観光旅客税が創設されました。

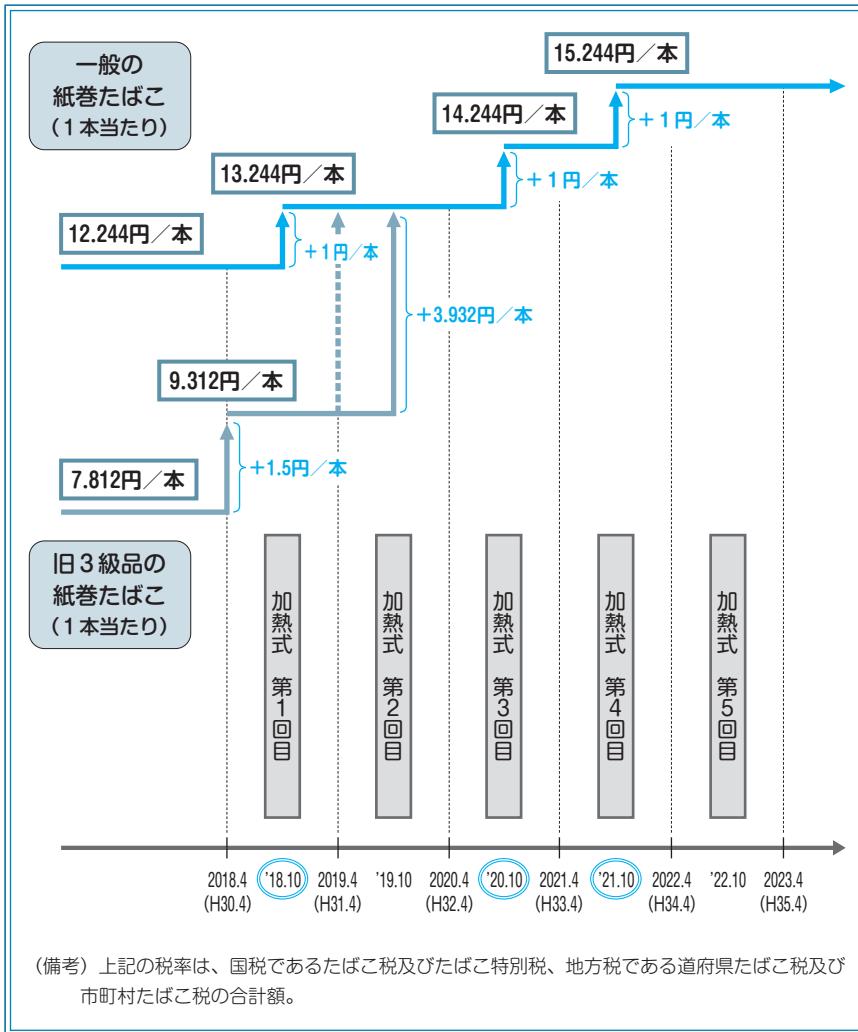
### 国際観光旅客税の概要

納税義務者	航空機又は船舶により出国する旅客
非課税等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 航空機又は船舶の乗員</li><li>● 乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）</li><li>● 本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者</li><li>● 2歳未満の者</li><li>● その他一定の者</li></ul>
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	原則として国際運送事業を営む者による特別徴収（国際運送事業を営む者の運送による出国の場合）
適用時期	原則として、平成31年（2019年）1月7日（月）以後の出国に適用（同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業による一定の出国を除く）

## 5 たばこ税率の引上げ

(たばこ税法2、8、10、11、地法74の3の2、74、74の4、74の5、464、466の2、467、468)

財政物資としてのたばこの基本的性格を踏まえ、国及び地方のたばこ税の税率が、次のように、三段階で引き上げられることになりました。



また、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、課税区分の新設、紙巻たばこの本数への換算方法の見直しなどが図られ、平成30年（2018年）10月1日から平成34年（2022年）10月1日までの間に、五段階で、税率が引き上げられることになりました。

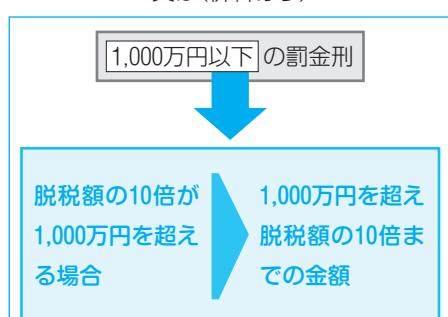
## 6 金の密輸に対応するための措置

（消法64、地方72の109）

近年、金の密輸事件が多発している状況等を踏まえ、関税法上の無許可輸出入等に係る罰則や輸入に係る消費税等の脱罪の罰則が強化されました。

改正前は、偽りその他の不正行為により、消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとした者に対しては、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金刑（併科あり）が規定されていました。

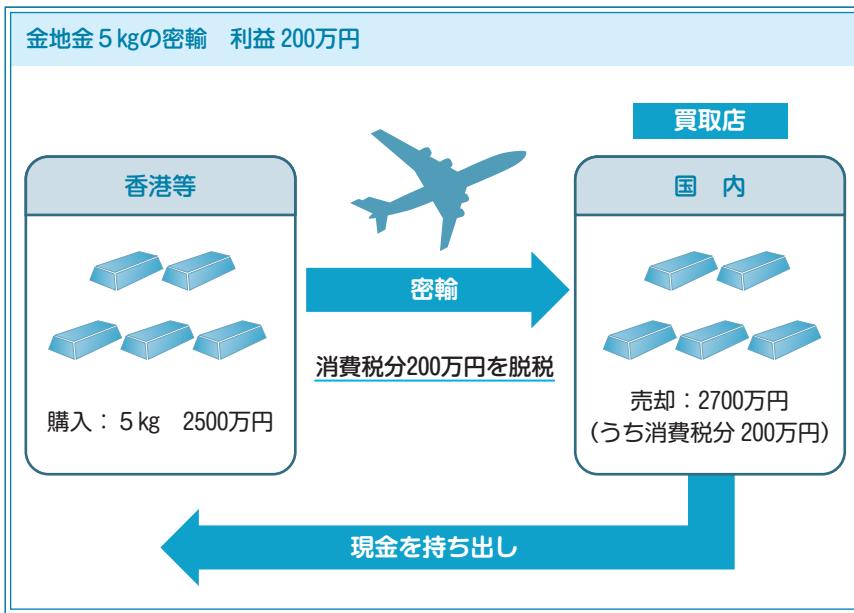
この罰則規定について、改正前の規定に加えて、脱税額の10倍が1,000万円を超える場合には、「1,000万円超」から「脱税額の10倍に相当する金額」以下の罰金とすることができます旨が定められました。

	改 正 前	改 正 後
消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとした者	10年以下の懲役 又は 1,000万円以下の罰金刑 (併科あり)	10年以下の懲役 又は(併科あり)  1,000万円以下の罰金刑  脱税額の10倍が 1,000万円を超える場合 → 1,000万円を超える場合 脱税額の10倍までの金額

（注）上記の改正は、公布の日から起算して10日を経過した日以後にした違反行為について適用されます（改所法等附1一、143、改地法等附1一）。

## 金密輸のスキーム図

金地金 5 kg の密輸 利益 200万円



(財務省資料より)